

### Ⅲ 認 定 要 領

## 秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領

農 産	－	2 7 8 9	
平成 1 2 年	2 月 2 8 日	制 定	
農 畜	－	1 0 7 5	
平成 1 5 年	4 月 1 日	改 正	
農 畜	－	1 2 3 0	
平成 1 7 年	4 月 1 日	改 正	
農 畜	－	4 4 6 3	
平成 2 0 年	3 月 2 1 日	改 正	
水 田	－	1 4 4 2	
平成 2 2 年	1 0 月 1 3 日	改 正	
水 田	－	1 0 1	
平成 2 3 年	4 月 1 日	改 正	

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下、導入計画という。）の認定については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 0 号。以下、法という。）及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成 1 1 年農林水産省令第 6 9 号。以下、施行規則という。）によるほか、この要領によるものとする。

### 第 1 目 的

持続性の高い農業生産方式に取り組もうとする農業者が法第 4 条第 1 項に基づき作成した導入計画について、その内容が県の持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下、導入指針という。）に即したものであり、かつ、その計画の達成が確実であると認められる場合に、知事は法第 4 条第 3 項に基づき、その計画の認定を行い、その計画が着実に達成されるよう導入計画の認定を受けた農業者（以下、認定農業者という。）に対し、支援措置等を講ずること等によって、環境と調和した持続性の高い農業生産方式の普及、定着の促進を図ることを目的とする。

### 第 2 定 義

#### 1 持続性の高い農業生産方式

法第 2 条で定める技術の全てを用いて行われるものとするほか、それぞれの技術については、施行規則第 1 条に定められたものとする。

#### 2 導入指針

法第3条1項に基づき県が定めたものとする。

### 3 導入計画

- (1) 法第4条2項に定められた事項を内容とし、施行規則第2条の様式とする。(別記様式1号)
- (2) 導入計画を作成することができる者は、農業を営む者(以下、農業者という。)とする。

## 第3 導入計画の作成及び申請

### 1 導入計画の作成

- (1) 導入計画の作成を行おうとする農業者は、地域振興局農林部等の指導・助言を受け、導入計画を作成するものとする。
- (2) 導入計画の目標年は原則として5年後とし、対象作物の特性、導入技術の難易度、作付体系等を勘案して適切な期間を設定するものとする。
- (3) 地域振興局農林部は、導入計画の作成指導に際して、別記様式第3号にて水田総合利用課に照会することができる。水田総合利用課は、必要に応じて、スーパーバイザーおよび試験研究機関等に助言を求め、地域振興局農林部に助言を行うものとする。

### 2 導入計画の認定申請

- (1) 導入計画の認定を申請しようとする農業者は、作成した計画書に次の書類を添付し、別添様式1により地域振興局農林部長へ提出するものとする。
  - ① 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図
  - ② 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果
- (2) 導入計画の認定の申請を受けた地域振興局農林部長は、意見書(別記様式2号)を作成するものとする。

## 第4 導入計画の認定

### 1 導入計画の認定審査

- (1) 地域振興局農林部長は、導入計画の適正かつ円滑な審査を図るため、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定審査委員会(以下、認定審査委員会という。)を設置するものとする。
- (2) 審査委員長は、地域振興局農林部長をもって充て、審査委員は次に掲げる機関に所属する職員をもって構成するものとし、審査委員長は、必要に応じて審査委員会を招集するものとする。
  - ① 地域振興局農林部農業振興普及課
  - ② その他審査委員長が特に必要と認める者

- (3) 審査委員長は、審査委員会に幹事会を置き、幹事長及び幹事をあらかじめ指名し、必要に応じて招集することができる。
- (4) 幹事会は、審査委員長から指示された案件について審議し、その決定事項等を審査委員長に報告しなければならない。
- (5) (4) により報告を受けた審査委員長は、幹事会の審査が十分と認めた場合において、幹事会の決定をもって審査委員長の決定とすることができる。
- (6) 審査委員長が緊急を要すると認める場合、または審査委員会等を招集する必要がないと認める事案については、審査委員又は幹事の持ち回り合議による審査を行うことができる。
- (7) 審査委員長又は幹事長は、必要に応じて審査委員又は幹事以外の出席を求めることができる。

## 2 導入計画の認定基準

認定審査会において導入計画を認定する際は、施行規則第4条に掲げる全ての基準を満たす場合に行うものとする。

## 3 導入計画の認定通知及び報告

### (1) 申請のあった農業者への通知

地域振興局農林部長は、導入計画を認定した場合は、申請のあった農業者へ別添様式2により通知するものとする。

また、導入計画を認定しなかった場合は、申請のあった農業者へ別添様式3により通知するものとする。

### (2) 関係機関等への通知及び報告

地域振興局農林部長は、認定農業者が営農及び住所を有する市町村長、農業協同組合長等へ別添様式4により通知するものとする。

また、水田総合利用課長へは、別添様式5により報告するものとする。第3の1の(3)に基づき、水田総合利用課に照会した導入計画を認定した場合は、別記様式第3号を添付するものとする。

## 4 導入計画の変更

認定農業者が導入計画を変更する場合は、第3に準じて変更計画の認定を受けなければならない。

また、地域振興局農林部長は、第4の3に準じて、申請のあった農業者への通知、関係機関等への通知及び報告を行うものとする。

## 第5 認定農業者への指導及び報告の徴収

### (1) 導入計画の達成に関する指導

地域振興局農林部長は、認定農業者へ導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入している状況等を記録した作業日誌等の記帳を指導するものとする。

地域振興局農林部長は、市町村、農業協同組合の協力を得ながら、認定農業者が認定導入計画を達成するよう積極的に必要な指導・助言に努めるものとする。

(2) 認定農業者からの報告の徴収

地域振興局農林部長は、認定農業者へ認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないなどその達成状況等を確認する必要がある場合は、(1)の作業日誌等の提出を求めることができるものとする。

地域振興局農林部長は、認定期間の満了に伴い、法第9条に基づき、計画の実施状況について別添様式7により報告を求めるものとする。

(3) 導入計画の認定の取り消し

地域振興局農林部長は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと明らかに認められ、指導による改善が困難と判断した場合には、法第5条第2項に基づき、その認定を取り消し、当該農業者へ別添様式6により通知するものとする。

なお、報告については第4の3に準じて行うものとする。

附 則

この要領は、平成12年 2月28日から施行

平成15年 4月 1日に改正

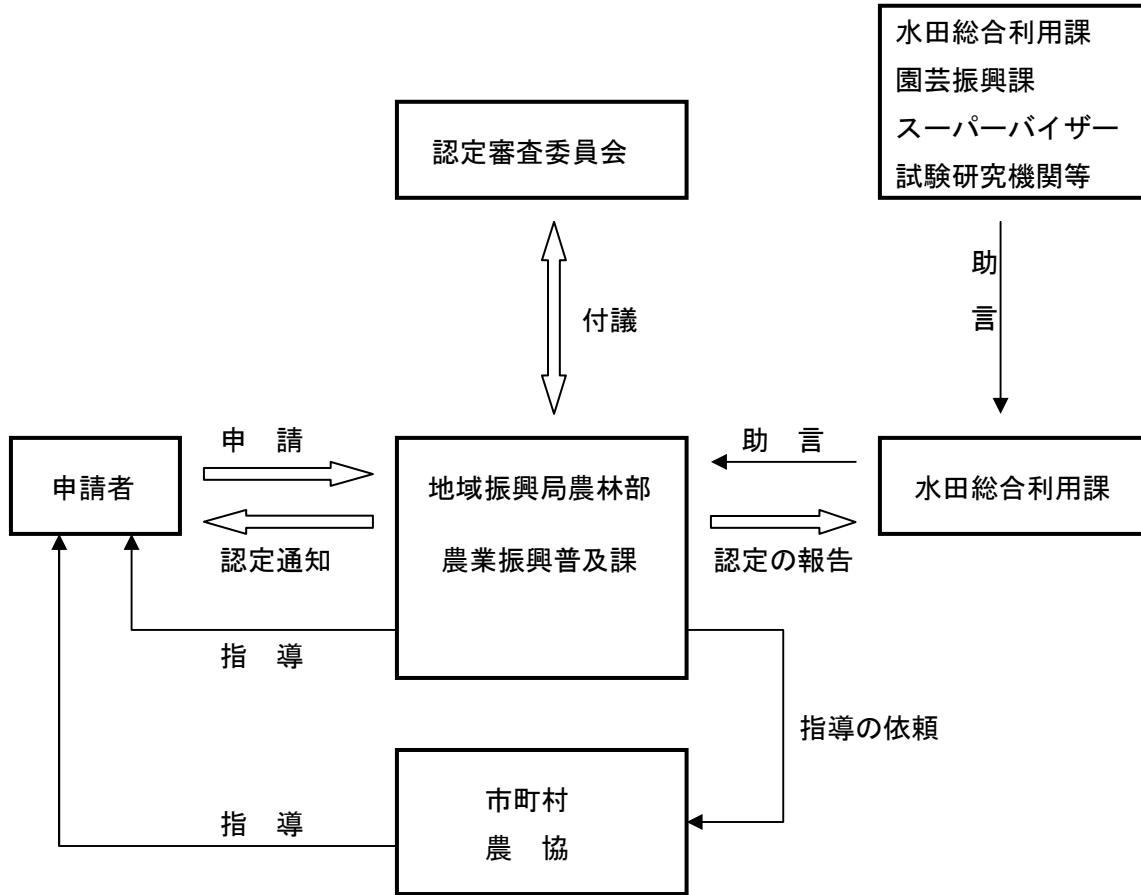
平成17年 4月 1日に改正

平成20年 3月21日に改正

平成22年10月13日に改正

平成23年 4月 1日に改正

○導入計画の申請及び認定手続き



第2の1に関する技術（法第2条、施行規則第1条）

<p>1 たい肥等有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いもの</p>
<p>一 たい肥等有機質資材施用技術 （土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね10から150の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。）</p> <p>二 緑肥作物利用技術（緑肥作物は限定されていない） （土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。）</p>
<p>2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの</p>
<p>一 局所施肥技術 （肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。）</p> <p>二 肥効調節型肥料施用技術 （肥料取締法第2条第2項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソプチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の1種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。）</p> <p>三 有機質肥料施用技術 （有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。）</p>
<p>3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもの</p>
<p>一 温湯種子消毒技術 （種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。）</p> <p>二 機械除草技術 （有害植物を機械的方法により駆除する技術をいう。）</p> <p>三 除草用動物利用技術 （有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをいう。）</p>

#### 四 生物農薬利用技術

(農薬取締法第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいう。)

#### 五 対抗植物利用技術

(土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。)

#### 六 抵抗性品種栽培・台木利用技術

(有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。)

#### 七 土壌還元消毒技術

(土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。)

#### 八 熱利用土壌消毒技術

(土壌に対して熱を加え、温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。)

#### 九 光利用技術

(有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。)

#### 十 被覆栽培技術

(農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。雨よけ、トンネル、袋かけ、べたかけ栽培など)

#### 十一 フェロモン剤利用技術

(農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを使用する技術をいう。)

#### 十二 マルチ栽培技術

(土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。)



#### 第4の2に定める認定基準（施行規則第4条）

- 1 導入計画が県導入指針に照らし適切なものであること。
- 2 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の相当部分を占めていること。
- 3 導入計画の達成される見込みが確実であること。
- 4 法第4条第2項第2号（施設・機械の導入計画等）及び第3号（土壌の性質についての調査結果等）に掲げる事項が同項第1号（農業生産方式の導入に関する事項）の目標を達成するため適切なものであること。

#### 施行規則第4条の説明（施行通達第4の5の（2）から抜粋）

1については、具体的には、導入しようとする生産方式が県導入指針で示した作物別・地域別の持続性の高い農業生産方式の内容に合致していることを要件とする。

2については、具体的には、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めることを要件とする。

3については、具体的には、導入計画が、申請者の技術、経営能力、事業・資金計画等から総合的に見て実現性が高いことを要件とする。

4については、具体的には、持続性の高い農業生産方式の内容から見て設置する施設の規模、購入する機械や資材の種類が適切なものであるか等導入計画に記載されている措置が導入計画に記載されている目標を達成するために適切なものであることを要件とする。

別添様式1

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定（変更）申請書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○

申請者 住 所  
氏 名 印

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項（第5条第1項）に基づき、関係書類を添えて申請します。

（地域振興局 農林部 へ 2部提出）

別添様式2

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（変更計画）認定通知書

○ ○ ー  
平成 年 月 日

申請者 住 所  
氏 名

秋田県知事 ○○ ○○

平成 年 月 日付けで申請のあった計画（変更計画）について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項（第5条第3項）に基づき認定します。

なお、本計画に基づく持続性の高い農業生産方式の導入実施状況については、作業日誌の記帳等により、その記録に努めてください。

また、本計画2の(3)「資金調達計画」に制度資金等の調達計画がある場合は、秋田県農業関係制度資金等地方審査委員会等の審査を経て貸付等の決定を行いますので留意してください。

認定番号	例) 1100ECO-1
認定の有効期間	例) 平成○年○月○日から平成○年3月31日

別添様式3

〇 〇 ー  
平成 年 月 日

申請者 住 所  
氏 名

〇 〇 地 域 振 興 局 長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の審査結果について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった計画について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項に基づき審査したところ、次の理由により認定できなかったので通知します。

理 由

- 1.
- 2.

別添様式4

〇 〇 ー  
平成 年 月 日

市町村長 あて  
農業協同組合長

〇 〇 地 域 振 興 局 長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定について（通知）

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項に基づき、次の農業者が作成した計画を認定したので通知します。

つきましては、当該計画の達成のため指導等についてよろしくお願いします。

1. 計画を認定した農業者の氏名
2. 計画を認定した農業者の住所
3. 認定した計画の内容 別添計画書のとおり
4. 認定番号 例) 11〇〇ECCO-1

別添様式5

〇 〇 ー  
平成 年 月 日

水田総合利用課長 あて

〇 〇 地域振興局農林部長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定について（報告）

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）第4第3項に基づき、次の農業者が作成した計画を認定したので報告します。

1. 計画を認定した農業者の氏名
2. 計画を認定した農業者の住所
3. 認定した計画の内容 別添計画書のとおり
4. 認定番号 例) 11〇〇ECO-1

別添様式6

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定取消通知書

〇 〇 ー  
平成 年 月 日

当該者 住 所  
氏 名

秋田県知事 〇〇 〇〇

平成 年 月 日付け認定番号〇〇〇で認定した導入計画について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第5条第2項の規定より認定を取り消します。

理由

- 1.
- 2.

別添様式7 【実績様式】

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○○○○

住所又は所在地  
氏名又は名称  
認定番号 ◇◇ECO-◆◆

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の○○年○月○日から○○年○月○日までの実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 持続性の高い農業生産方式の導入状況

農業経営の状況

	水 田	普 通 畑	樹 園 地	そ の 他	合 計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人(うち専従者 人) 女 人(うち専従者 人)				

2. 作物別の生産方式導入面積

作物名	農 地 の 所 在 地		( ) 年目
		計 画	a
		実 績	a

(注1) 複数の作物がある場合は、作物ごとに作成する。

3. 導入した生産方式の内容

作物名	収 量	導入した生産方式を構成する技術	資材の使用量・回数
	計画		t/10a
	( ) 年目		[ t/10a ]
	kg/10a	[ kgN/10a ]	
	実績		kgN/10a
( ) 年目	[ kgN/10a ]		
	kg/10a		[ 回 ]

(注1) 複数の作物がある場合は、作物ごとに作成する。

(注2) 「資材の使用量・回数」欄についての( )は、計画時点の使用量及び回数を記入すること。

4. 計画を達成できなかった場合の理由 (箇条書き)

5. 再認定の申請について (どちらかに○をつけること)

- ・申請する
- ・申請しない

(別記様式第1号)

整理番号	
------	--

## 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

(目標：平成 年度)

住 所			
氏 名		年 齢	

### 1. 持続性の高い農業生産方式の導入状況

#### (1) 農業経営の状況

	水 田	普 通 畑	樹 園 地	そ の 他	合 計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人 (うち専従者 人) 女 人 (うち専従者 人)				

(注1)「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む

#### (2) 作物別生産方式導入計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標 (年)
生 産 方 式 導 入 作 物		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
小 計	a	a	a	a	a	
そ の 他 作 物	a	a	a	a	a	
合 計	a	a	a	a	a	

(注1) 目標年は、原則として5年後とすること。

(注2) 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積を記入すること。

(注3) 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a kgN/10a )
	kg/10a	化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a )
	目標	化学農薬低減技術	回 ( 回 )
	kg/10a		
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a kgN/10a )
	kg/10a	化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a )
	目標	化学農薬低減技術	回 ( 回 )
	kg/10a		
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a kgN/10a )
	kg/10a	化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a )
	目標	化学農薬低減技術	回 ( 回 )
	kg/10a		

(注1) 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

(注2) 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

(注3) 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。

(注4) 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。

(注5) 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。

(注6) 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、( ) 内には現行の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。

- ① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
- ② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量
- ③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用成分回数の合計

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物	千円	千円
合 計	千円	千円

(注1)「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2. 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	たい肥等有機資材の種類	自 給	購 入	備考
現 状		t	t	
目 標		t	t	

(注1)「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称(例：牛ふんおがくずたい肥)を記入すること。

(注2)「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種 類 ・ 能 力	台 数	種 類 ・ 能 力	台 数	実 施 時 期

(注1)「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称(例：トラクター)及びその能力の程度(馬力、植付け条数等)を記入すること。



(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額 千円	償還条件等	実施時期	備考
合	計	千円			

(注1)「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

(注2)「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。

(注3)「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、（ ）書きで外数として記入すること。

(注4)「償還条件等」には、償還期間（据置期間を含む。）及び据置期間を記入すること。

(注5)「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3. その他

(注1) 土壌の性質を改善するために実施する具体的内容、実施方法等を記入すること。

【添付資料】

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図  
(各ほ場で栽培する作物名がわかるもの)
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

## 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

(目標：平成 年度) ← 原則5年後

住 所			
氏 名		年 齢	

## 1. 持続性の高い農業生産方式の導入状況

## (1) 農業経営の状況 ← 現在の経営面積

	水 田	普 通 畑	樹 園 地	そ の 他	合 計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人 (うち専従者 人) 女 人 (うち専従者 人)				

(注1) 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む

## (2) 作物別生産方式導入計画

目標年において、導入した農業生産方式による作付面積が当該作物の作付面積全体の概ね5割以上を占めること。

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標(22年)
生産 方式 導入 作物	(作物名を記入)	30 a	90 a	90 a	120 a	150 a
	水 稻	300 a	300 a	300 a	300 a	300 a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
小 計		30 a	90 a	90 a	120 a	150 a
		300 a	300 a	300 a	300 a	300 a
そ の 他 作 物		50 a	50 a	50 a	50 a	50 a
合 計		350 a	350 a	350 a	350 a	350 a

(注1) 目標年は、原則として5年後とすること。

(注2) 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積を記入すること。

(注3) 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

## (3) 生産方式の内容

## 現行の使用量・回数等

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	現状	有機質資材施用技術 牛ふん堆肥施用：11月	1 t/10a 5 kgN/10a
	570 kg/10a	施用方法：機械散布（名称） 炭素窒素比：10～20	0.2 t/10a 1 kgN/10a
	目標	化学肥料低減技術 育苗箱施肥 （肥効調節型肥料：シグモイドタイプ）	6 kgN/10a 8 kgN/10a
	570 kg/10a	化学農薬低減技術 アイガモによる雑草防除	16 回 20 回
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a
	kg/10a		t/10a kgN/10a
	目標	化学肥料低減技術	kgN/10a kgN/10a
kg/10a	化学農薬低減技術	回数、薬剤の有効成分数を記入 回 回	
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a
	kg/10a		t/10a kgN/10a
	目標	化学肥料低減技術	kgN/10a kgN/10a
	kg/10a	化学農薬低減技術	回 回

(注1) 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

(注2) 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

(注3) 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。

(注4) 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。

(注5) 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。

(注6) 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、( ) 内には現行の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。

- ① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
- ② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量
- ③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用成分回数の合計

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	200 千円	500 千円
その他作物	100 千円	120 千円
合 計	300 千円	620 千円

(注1)「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2. 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	たい肥等有機資材の種類	自 給	購 入	備考
現 状	牛ふんもみがら堆肥	0 t	6 t	畜産農家
目 標	牛ふんもみがら堆肥	0 t	30 t	〇〇農協 (〇〇堆肥センター)

(注1)「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称(例：牛ふんおがくずたい肥)を記入すること。

(注2)「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種 類 ・ 能 力	台数	種 類 ・ 能 力	台数	実 施 時 期
トラクター 25PS	1	自走式マニュアルスプレッダー	1	平成20年
乗用田植機 4条	1	側条施用田植機	1	平成21年

(注1)「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称(例：トラクター)及びその能力の程度(馬力、植付け条数等)を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備考
自走式 マニユア スプレッダー	自己資金	1,000 千円		平成 20 年 10 月	
側条田植機 5 条機	農業改良資 金 環境保全型農業 導入資金	3,000 千円	5 年	平成 21 年 4 月	
合	計	4,000 千円			

(注1)「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

(注2)「資金種類」には、自己資金、制度資金(資金名を併記)その他の区分を記入すること。

(注3)「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、( )書きで外数として記入すること。

(注4)「償還条件等」には、償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間を記入すること。

(注5)「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3. その他

堆肥の施用とともに、秋のわら鍬こみ、土づくり肥料(ようりん、ケイカル)の施用に取り組む。
--

(注1) 土壌の性質を改善するために実施する具体的内容、実施方法等を記入すること。

【添付資料】

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図  
(各ほ場で栽培する作物名がわかるもの)
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

(別記様式第2号)

## 意見書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○

○○地域振興局農林部長

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項に基づき、次の者から申請のあった導入計画の認定に当たっての判断資料を次のとおり提出します。

申請者住所		
申請者氏名		
1 持続性の高い農業生産方式に積極的に取り組む意欲を備えているかどうか。	A	B C
2 導入計画が県導入指針に照らし適切かどうか。	A	B C
作物別生産計画は、適切かどうか。	A	B C
導入しようとしている農業生産方式は適切かどうか。	A	B C
3 導入計画にある農業生産方式に係る農作物の作付け面積が当該作物の作付け面積全体のおおむね5割以上を占めているかどうか。	可	否
4 導入計画の達成が見込まれるかどうか。	A	B C
技術を備えているか。または、技術習得の見込みがあるかどうか。	A	B C
経営能力を備えていると認められるかどうか。	A	B C
事業・資金計画は適切かどうか。	A	B C
5 導入計画にある農業生産方式の内容から見て、設置しようとする施設の規模、購入しようとしている機械や資材の種類が適切かどうか。	A	B C
6 作業日誌の記帳等により農業生産方式の導入状況等に関する記録は確実かどうか。	A	B C
その他特記事項		

A：適切である B：条件付きで適切である C：検討を要する

(別記様式第3号)

導入計画の作成指導に際しての照会事項

申請日	認定日	認定番号	市町村	作付面積 (年平均a)	作物名	作型	収量		資材の使用の量・回数									その他 特記事項					
							計画 (kg/10a)	現状 (kg/10a)	有機質資材施用技術				化学肥料低減技術			化学農薬低減技術							
									生産 方式	計画		現状		生産 方式	計画 (kgN/ 10a)	現状 (kgN/ 10a)	生産 方式		計画 (回)	現状 (回)			
							(t/ 10a)	(kgN/ 10a)		(t/ 10a)	(kgN/ 10a)												

73

(注1) 照会する事項を塗りつぶし等によりマーキングする。

(注2) 当該導入計画を認定後に、認定番号を記入する。

(別記様式第3号)

**【記載要領】**

導入計画の作成指導に際しての照会事項

申請日	認定日	認定番号	市町村	作付面積 (年平均a)	作物名	作型	収量		資材の使用の量・回数									その他 特記事項		
							計画 (kg/10a)	現状 (kg/10a)	有機質資材施用技術				化学肥料低減技術			化学農薬低減技術				
									生産 方式	計画		現状		生産 方式	計画 (kgN/ 10a)	現状 (kgN/ 10a)	生産 方式		計画 (回)	現状 (回)
										(t/ 10a)	(kgN/ 10a)	(t/ 10a)	(kgN/ 10a)							
平成× ×年× 月×日	平成× ×年○ 月○日	22○○ E00-○ ○	○○ 市	2	○○	露地	100	120	鶏糞 たい 肥	1.3	10	1	8	有機 質肥 料	6	8	機械 除草	8	10	

74

(注1) 照会する事項を塗りつぶし等によりマーキングする。

(注2) 当該導入計画を認定後に、認定番号を記入する。